

2025年 6月5日 制定

2026年 3月23日 改正

### 第1条（目的）

自立援助ホーム・シェルター未来まなび応援金以下「未来まなび応援金」は、自立援助ホームおよび子どもシェルター（以下「ホーム」）を利用するこどもが、将来の自立や就労に向けた力を育むことを目的とした、高校生活における幅広い学びに必要な資金を給付する。

### 第2条（運営）

- ① 未来まなび応援金は、社会福祉法人朝日新聞厚生文化事業団（以下、「事業団」）が主催し、事業団は、事務局運営を社会福祉法人カリヨン子どもセンター（以下、「カリヨン」）に委託し、双方が協働して実施する。
- ② カリヨンは、未来まなび応援金事務局（以下、「事務局」）を設置し、管理・運営する。

### 第3条（助成内容）

未来まなび応援金は、次の要件を満たす者に対し、高校等での学びに必要な資金を給付するもので、返済は不要とする。

- ① 対象者は、以下のすべてを満たす者とする。
    - 申し込み時点で、自立援助ホームまたは子どもシェルターに暮らしている、または過去に暮らしたことがある29歳以下の者。
    - 申し込み時点で次に掲げる学校に在学している者（国籍は問わない）。
      - A) 高等学校（全日制、定時制、通信制、単位制）
      - B) 学校教育法に基づく高等専修学校（高校卒業資格が得られない場合も可。ただし、すでに高校卒業資格を取得している者は対象外）
- ※学校教育法の定める各種学校、無認可校、職業訓練校は対象外とする。
- ※退学後の再入学・休学からの復学も対象とする。
- ※申し込み時点で休学中の者は申請の対象外とする。
- ② 対象となる経費は、高校生活における本人の学びに必要とされる費用とし、公費で賄えるもの（授業料、学校指定教材費、通学費など）や、他の助成金等により支給を受ける費用、および貯金は除く。
  - ③ 本人の記入した申込用紙をもとに、ホームの責任者（以下「ホーム長」）あるいは責任者から委託されたホームの職員が面談、確認し、適切な申し込みとなるよう対応す

る。ホーム長記入欄にも面談内容等を記載し、ホーム経由で申し込む。

④ 給付は年 2 回、以下の期間を対象とし、各期 3 万円を上限に、各々が必要な資金として申し込んだ金額を給付する。

- 前期：4 月～9 月（申し込み期間：4 月 1 日～30 日）
- 後期：10 月～3 月（申し込み期間：10 月 1 日～31 日）

所定の申込用紙に学生証または在学証明書の写しを添えて申し込みすること。運営委員会での確認後、給付内定者には、給付が決定された場合、前期は 5 月、後期は 11 月に、ホーム名義の指定口座に送金する。

※申し込み期間 20 日以降に入居したときは、締め切り日までに事務局へ連絡した場合に限り、翌月 10 日まで申し込み期間を延長できる。

⑤ 申込用紙に記載した内容、その他状況に変更があった場合、ホーム経由で、速やかに「変更届」を提出すること。

- 申し込み後送金前に退学した場合であっても、変更届の提出があれば原則として返金は不要とする。申し込み時のホームを通じて本人に送金する。
- 退居等により本人への送金が困難な場合、未来まなび応援金の辞退があった場合、ホーム長は事務局に連絡し、返金手続きを行う。

⑥ 対象期間よりも過去にさかのぼる申し込みは認めない。

⑦ 申し込みは、各期ごとに毎回行う必要がある。

⑧ 給付対象期間は、以下のとおりとする。

- 初回申込時の在籍校の入学時に規定された卒業年限までの期間で最長 4 年間（8 回分）を限度とする（各期申し込み要）。
- やむを得ず留年・休学した場合、所定の申込用紙を通じて本人の学習意欲が確認できたときは、1 年間に限り延長可能。
- 卒業年限の定めがない学校に在籍する場合は、初回申し込み時点で在籍している学校への入学年度から起算して最長 4 年間（8 回分）を限度とする。

⑨ 受給者およびホームの責任者は、次の期日までに所定の報告書を提出し、資金の使途および高校生活の状況について報告しなければならない。

- 前期：当年 10 月末
- 後期：翌年 4 月末

#### 第 4 条（助成に関する留意事項）

未来まなび応援金の助成に際しては、以下の事項に留意するものとする。

① ホームを退所した者が申し込む場合は、かつて暮らしていたホームを通じて申し込む

ものとし、本人の直接申し込みは認めない。

- ② 前項の規定にかかわらず、申し込み時点で、かつて暮らしていたホームがすでに廃止されている等、ホームを通じた申し込みができない場合は、当時の管轄児童相談所より、当該ホームの廃止および入居措置期間についての証明を受けることにより、「ホーム長意見欄」に代えることができる。この場合、未来まなび応援金の辞退は、本人から事務局に直接することができる。
- ③ 未来まなび応援金において「暮らしている」とは、児童相談所による児童自立生活援助事業委託（措置）に基づき入居した期間を指す。以下の入居形態は対象外とする。
  - 一時保護委託による入居
  - 体験的な入居
  - 私的契約に基づく入居
  - 補導委託による入居
- ① 申し込み時点で、自立援助ホームまたは子どもシェルターから、児童養護施設、里親、児童自立支援施設等へ措置変更されている者は、未来まなび応援金を利用することはできない。
- ② 未来まなび応援金は、自立更生を目的とした給付であり、生活保護制度においては原則として収入認定の対象とならないと解される。もっとも、生活保護を受給している者は、申し込み前に所轄の福祉事務所に相談することが望ましい。
- ③ 本人による未来まなび応援金の辞退は、ホーム経由で事務局に辞退届を提出することで行うことができる。
- ④ 各ホームへ未来まなび応援金を送金後、前期は9月末まで、後期は3月末までに、ホーム長が、本人の応援金受け取りの意志を確認できない場合、ホームから本人に未来まなび応援金を送金できない場合は、本人は辞退したものとみなす。

#### 第5条（助成総額）

- ① 各期における未来まなび応援金の給付総額は、事業団が定め、その期の申し込み受付開始前までに事務局へ報告するものとする。
- ② 運営委員会の審査を経て、申し込みの総額が給付総額を上回った場合には、超過した割合に応じて、全ての対象者の給付額を按分して減額するものとする。

#### 第6条（対象ホーム）

未来まなび応援金は、以下のいずれかに該当する自立援助ホームまたは子どもシェルターで暮らしている子ども、または過去に暮らしていた子どもを対象とする。

① 自立援助ホーム

次のいずれの要件も満たしていること

- (a) 都道府県等から事業認可を受けていること
- (b) 全国自立援助ホーム協議会に申し込み時点で加入していること

② 子どもシェルター

次の a、b のいずれの要件も満たしている、または c の要件を満たしていること

- (a) 都道府県等から事業認可を受けていること
- (b) 子どもシェルター全国ネットワーク会議に申し込み時点で加入していること
- (c) その他、運営委員会が対象として認めたもの

第7条（運営委員会）

① 未来まなび応援金の運営にあたっては、次の委員による運営委員会を設置する。

- (ア) 全国自立援助ホーム協議会を代表する者1名
- (イ) 子どもシェルター全国ネットワーク会議を代表する者1名
- (ウ) 社会的養護の経験者による支援団体の代表者1名
- (エ) 朝日新聞厚生文化事業団の事務局長

② 運営委員会は、前期および後期の申し込み受付終了後に開催し、個々の申し込みに対する事務局からの給付案を審査し、給付の可否を決定する。

③ また、委員は、制度の運営に関して、監督・助言を行うものとする。

④ 運営委員に対する交通費および謝礼等の取扱いは、別途定める。

第8条（改正）

本規定の改正または廃止は、運営委員会の意見を踏まえ、事業団が決定するものとする。  
本規定は、2025年6月5日より施行する。